

夕張市いじめ防止基本方針

令和 6 年 5 月

夕張市・夕張市教育委員会

も く じ

はじめに	2
I. いじめ防止等のための基本的な考え方に関する事項	2
1. いじめ防止等の基本理念	2
2. いじめの定義	3
3. いじめを理解するための留意点	3
4. 具体的ないじめの態様	4
5. いじめの要因	4
6. いじめの解消	5
7. 夕張市におけるいじめ防止等の基本的な考え方	5
II. いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	7
1. いじめ防止等のため、夕張市及び夕張市教育委員会が実施する取組	7
(1) いじめ防止基本方針の策定、点検、見直し	7
(2) いじめ防止等のための組織の設置	7
(3) いじめ防止等のための主な取組	7
(4) いじめの早期発見のための主な方策	8
(5) いじめの早期対応のための主な方策	8
(6) 学校評価等における主な取組	9
2. いじめ防止等のために学校が実施する取組	9
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	9
(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置	9
(3) いじめの未然防止	10
(4) いじめの早期発見	10
(5) いじめへの対処	11
III. 重大事態への対処	12
1. 重大事態の意味	12
2. 教育委員会又は学校による調査	13
(1) 重大事態の報告	13
(2) 調査の在り方	13
(3) 調査を行うための組織	13
(4) 事実関係を明確にするための調査の実施	13
(5) 調査結果の被害児童生徒及び保護者への適切な情報提供	14
(6) 調査結果の市長への報告	14
3. 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	14
(1) 再調査	14
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	14
IV. その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項	15
【いじめ重大事態への対処】	16

夕張市いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、決して許されるものではありません。

子どもたちが、違いを認め合い、心理的安全性の高い親和的な友人関係を築き上げ、笑顔があふれる希望に満ちた学校生活を送るため、「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る。」という認識に立ち、未然に防止し、早期に発見し、適切に対処していくことが重要です。

夕張市教育委員会では、全ての児童生徒が安心して学び合い、絆を深め合う心豊かな学校生活を送ることができるよう、夕張市立小中学校におけるいじめ防止等のための対策を推進するため、この度令和5年3月に「北海道いじめ防止基本方針」の一部が改訂されたことを踏まえ、「夕張市いじめ防止基本方針」（以下「方針」という）を全面的に改訂することとしました。

いじめから児童生徒を守る、救うためには、学校、家庭、地域、行政等関係者の強い連携のもと、それぞれが役割と責任を自覚して社会全体でこの問題に対峙していくことが何より大切です。本方針に基づき、児童生徒一人ひとりが安心して学校生活や社会生活を送り、夢や希望に向かって健やかに成長していくことができるよう、いじめ防止等の対策を推進してまいります。

I. いじめ防止等のための基本的な考え方に関する事項

1. いじめの防止等の基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であることから、いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学習をはじめ様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

さらに、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他関係者全体で、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【「いじめ防止対策推進法第3条」から】

上記の国の「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）における基本理念を基に、本市では以下のことにも重点を置き、いじめ防止のための対策を推進していきます。

- （１）いじめはどの子どもにも起こり得る最も身近で深刻な人権侵害です。
- （２）特定の子どもの問題としないで、社会全体で真剣に取り組みます。
- （３）学校、保護者、地域がいじめのない社会実現に向けて活動します。
- （４）いじめを許さない子ども社会の実現に、子ども自身も主体的に取り組みます。

２．いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法第２条」から】

- ※「学校」とは、夕張市の小学校、中学校をいいます。
- ※「児童生徒」とは、夕張市の小学校及び中学校に在籍する児童又は生徒をいいます。
- ※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等、当該児童生徒が関わっている他校の児童生徒や集団・グループなど、当該児童生徒との何らかの人的関係を指します。
- ※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、持ち物等を隠されたり、嫌なことを無理やりさせられることなどを意味します。

３．いじめを理解するための留意点

- （１）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めることが必要です。
- （２）いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、「心身の苦痛を感じているもの」という要件を限定して解釈されることのないよう、当該児童生徒の表情や様子を細かく観察することが大切です。
- （３）いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第２２条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）」を活用して行います。
- （４）けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- （５）インターネット上で誹謗中傷等を書かれた児童生徒本人が、そのことを知らずに心

身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、いじめと同様に対応します。

- (6) 児童生徒が互いの違いを認め合い、支えながら、健やかに成長できる環境の形成を図ります。例えば、「性的マイノリティー」や「多様な背景を持つ児童生徒」、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒、外国人の児童生徒」等、特に配慮が必要な児童生徒について、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行います。

4. 具体的ないじめの態様

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

※「性器や胸・おしりを触る」「けがを負わせる」「殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする」「所持品を盗む」「断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる」「裸の写真・動画をインターネット上で拡散する（と脅す）」など、犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報するなど、日頃から緊密に連携できる体制を構築し、対応することが必要。

5. いじめの要因

いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ます。また、当事者だけでなく、周りでいじめ行為を、おもしろがったりする者や、傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払い、集団全体にいじめを許さないという意識が形成されるようにする必要があります。

いじめ発生の背景には、イライラ感や無気力感、嫌悪感などを伴うストレス、競争的な価値観などが存在していることが明らかになっています。

そのため、一人ひとりを大切にした授業づくりや、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりに取り組み、学習や人間関係でのストレスを発生させないことが必要です。また、「男女平等」や「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度や自己肯定感を育み、互いの違いを認め合い、支え合う学びの充実が重要です。

大人も児童生徒も一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」といった意識を強く持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければなりません。

6. いじめの解消

いじめが解消している状態とは、次の2つの要件が満たされている必要があります。

(1) いじめに係る行為が止んでいること。

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続してしること（期間は少なくとも3か月を目安とする）。

ただし、いじめ被害の重大性などから、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。学校の教職員は、相当の期間が経過するまで、いじめの状況を注視し、行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認をする。

学校は、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめ解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階にすぎません。いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心の傷が容易に消えない場合も十分にあることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害及び加害の児童生徒を、日常的に注意深く観察していく必要があります。

7. 夕張市におけるいじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめの防止

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るもの」との認識をもって、全ての児童生徒を対象にしたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要です。

そのため、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実させる必要があります。

また、学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動に対する支援を行うことも必要です。

このように、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進するとともに、いじめ問題への取組を広く市民に発信し、共通理解のもと、家庭、地域と一体となって取組を推進することが大切です。

（２）いじめの早期発見

いじめは早期に発見することで、早期解消につながることから、教職員をはじめ児童生徒に関わる全ての大人が連携して、児童生徒の小さな変化に気付いて対応していくことが重要です。

いじめは大人の目の届かない場所や時間帯に行われたり、遊びや悪ふざけを装って行われたりするなど、大人が気付きににくく判断しにくい場合が多いことを認識しなければなりません。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑念を持ち、早い段階からの確な関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用促進、電話相談窓口等の周知などにより、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭や地域と連携して子どもたちを見守り「いじめ見逃しゼロ」を達成することが重要です。

（３）いじめの早期対応

いじめがあることが確認された場合は、直ちに被害児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保します。加害者とされる児童生徒に対しても話を真摯に聴取、傾聴し、教育的な視点に立って適切に指導するなど、特定の教職員のみで抱え込まずに、速やかに組織で対応することが重要です。

また、教育委員会への報告・連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携するとともに、指導方針等家庭との合意形成を図ることが必要です。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備しておくことが求められます。

（４）家庭や地域、関係機関との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、校長のリーダーシップのもと学校と家庭、地域、PTAなど関係機関との連携・協働が重要です。

また、いじめ問題の対応においては、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）に相談・通報を行い適切な援助を求めるとともに、平素から、学校や教育委員会は関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など、緊密に連携できる体制を構築しておくことが必要です。

Ⅱ. いじめ防止等のための対策に関する事項

1. いじめ防止等のために夕張市及び夕張市教育委員会が実施する取組

(1) いじめ防止基本方針の策定、点検、見直し

このいじめ防止基本方針による取組が、より実効性の高いものとなるよう、適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行います。

(2) いじめ防止等のための組織の設置

①「夕張市生徒指導連絡協議会」

いじめを生まない安全・安心な学校の環境づくりや非行の防止、交通事故の防止等について学校と関係機関が情報を共有しながら連携して取組を進め、本市の児童生徒の健全育成を図るため、次に掲げる構成員で組織する「夕張市生徒指導連絡協議会」を設置します。

なお、この組織は、学校、教育委員会と警察とが非行防止等に関して協議を行う場である「学校警察連絡協議会」の役割を兼ねることとします。

・夕張市校長会代表	・小学校、中学校、高等学校、高等養護学校の生徒指導担当教諭	・札幌方面栗山警察署職員	・夕張市教育委員会担当者
-----------	-------------------------------	--------------	--------------

②「夕張市いじめ問題対策連絡協議会」

法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる関係機関及び団体等で構成する「夕張市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ防止などに関係する機関及び団体と連携を図ります。

・夕張市校長会	・夕張市PTA連合会	・札幌方面栗山警察署夕張警察庁舎
・夕張市民生児童委員協議会	・夕張市地域学校協働本部	

③「夕張市いじめ問題専門委員会」

法第14条第3項に規定する組織として、次に掲げる分野の専門家で構成する「夕張市いじめ問題専門委員会」を設置します。

・教育	・医療	・心理	・福祉	・法律	等
-----	-----	-----	-----	-----	---

本委員会は、いじめ防止等のための調査研究や、第三者機関として当事者間の関係を調整するなど問題の解決を図るほか、重大事態が発生した場合の調査組織も兼ねるものとし、公平性・中立性の確保に努め、その事態の対処及び今後の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行います。

(3) いじめ防止等のための主な取組

① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む体験活動などを充実さ

せ、豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進します。

- ② 違いを認め合い、支え合う態度を育む教育活動に取り組み、児童生徒の望ましい人間関係づくりを推進します。
- ③ 学校からのいじめの調査結果を集約し、必要に応じて学校に対する適切な指導・支援を行います。
- ④ いじめ防止等の児童生徒の自主的な企画及び運営による取組の支援に努めます。
- ⑤ 子どもの健全育成サポートシステム「夕張市教育委員会と札幌方面栗山警察署との連携に関する協定書（平成29年3月14日締結）」に基づいて、児童生徒の健全育成を図るため、警察との連携の充実に努めます。
- ⑥ 児童生徒及び保護者等に対して、いじめの理解を促す啓発活動に取り組みます。また、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるいじめ事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応することを、児童生徒や保護者に周知します。
- ⑦ 地域全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域社会との連携を円滑に行えるよう、必要な支援その他の体制を整備します。

（４）いじめの早期発見のための主な方策

- ① 児童生徒や保護者、教職員及び地域住民がいじめに関する相談を効果的に行うことができるよう、学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめの早期発見や心のケアに努める相談体制を整備し、周知を図ります。
- ② 学校が実施する児童生徒に対するアンケート調査の結果を集約し、状況の把握に努めます。
- ③ 児童生徒や保護者、教職員及び地域住民にいじめや自殺防止に係る電話、ウェブページなどの相談窓口を周知徹底します。

（５）いじめの早期対応のための主な方策

- ① 学校からいじめの報告を受けた場合、本基本方針を踏まえ、学校に対して、いじめの早期解消に向けた迅速な対応等、必要な指導・助言を行います。
- ② いじめが発生した場合には、状況に応じて、教育委員会職員をはじめ、スクールカウンセラーを派遣するなど、学校との連携・協働で、いじめの解消に向けた迅速な対応を進めます。
- ③ いじめを受けた児童生徒を含むすべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、教育上必要があると認めたときは、教育的な配慮に十分留意したうえで、いじめを行った児童生徒の別室での学習や、学校教育法に基づく出席停止を命ずる等、適切な対応に努めます。
- ④ いじめに関わった児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校間

の連携・協力体制の調整を行いながら、いじめの解消に向けた対応に努めます。

- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の生命や安全を守ることを最優先に対応するため、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

（６）学校評価等における主な取組

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、学校に対して必要な指導・助言を行います。
- ② 児童生徒の状況に応じた目標を立て、取り組み状況や達成状況を評価し、その結果を踏まえた改善に取り組んでいくよう指導・助言を行います。

２．いじめ防止等のために学校が実施する取組

（１）学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国、北海道及び市のいじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取り組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めることとします。

「学校いじめ防止基本方針」には、次の中核的な内容を盛り込むこととします。

- ① いじめ防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な方針
- ② いじめ防止等の具体的な指導内容のプログラム
- ③ いじめの早期発見やいじめへの対処に係る具体的な取組方法及び計画（アンケート調査、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアル）の策定
- ④ いじめ対応等に係る校内研修を含めた、学校いじめ対策組織の年間活動計画

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校だよりや市のホームページ等において公表するとともに、いじめに係る連絡相談窓口等を入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明することとします。また、いじめが犯罪行為と認められる場合には、警察への相談・連絡を行うことについても、あらかじめ保護者等に対して説明を行うこととします。

なお、策定に当たっては、児童生徒の主体的な参加や保護者等地域の意見を積極的に取り入れるよう留意します。

（２）学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、校長のリーダーシップのもと、いじめ防止等に関する措置を組織的かつ実効的に行うため、「学校いじめ対策組織」を設置するものとします。

この組織の役割は、以下のようなものがあります。

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

- ② 学校いじめ基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・改善などの取組の中核を担う役割
- ③ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ④ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ⑤ いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ⑥ 学校いじめ防止基本方針による取組が、より実効性の高いものとなるよう、適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う役割

(3) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、いじめが生まれにくい環境づくりのため、発達支持的生徒指導の充実と、児童生徒の心理的安全性の高い親和的な集団づくりを推進します。そのために学校全体で、次の内容に取り組むこととします。

- ① 児童生徒が、生命のかけがえのなさに気付き、命あるものを尊ぶなど生命に対する畏敬の念や人間尊重の精神を育み、実際の生活の中で生かすことができるよう道徳教育を推進します。
- ② 児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。
- ③ 学校全体でいじめの防止等に取り組むため、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等いじめの防止に資する活動を充実させます。
- ④ 「Q-Uアンケート」の実施や「ピア・サポート」を導入した教育活動に取り組み、親和的な学級集団づくりや望ましい人間関係を構築する力の育成を図る取組を推進します。
- ⑤ 人権に関する教育や情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備します。
- ⑥ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、児童生徒の心に寄り添う指導を徹底します。
- ⑦ 児童生徒に対して、いじめの傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

(4) いじめの早期発見

いじめは大人が気付かなく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向けて、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視した

りすることなく、積極的に認知することが必要です。

そのために、日頃から次の内容に取り組み、児童生徒との信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守っていきます。

- ① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。
- ② 児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。また、相談内容やアンケートの回答が他の児童生徒に推測されないよう、細心の注意を払います。
- ③ 児童生徒が困ったとき、苦しいときに進んで支援や援助を求めることができるよう、「SOSの出し方に関する教育」を充実させ、「援助希求的態度」の育成に努めます。

(5) いじめへの対処

- ① いじめの発見・通報・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、迅速かつ組織的に対応します。
- ② 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しても、当該児童生徒の人格の成長を促し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。
- ③ 学校は、教育委員会に報告するとともに、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合など実態に応じて、あらかじめ保護者等に対して説明のうえ、警察や児童相談所等の関係機関へ相談・通報を行うなど連携して対処します。
- ④ 被害児童生徒から事実関係の聴取、保護者との連携等、次のことに留意します。
 - ・被害児童生徒の側にも責任があるという考えはあってはならない。
 - ・個人情報の取扱い等、プライバシーに十分配慮する。
 - ・安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、寄り添い支える体制をつくる。
 - ・保護者に対しては、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を伝え、被害を受けた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、複数の教職員の協力のもと、被害児童生徒の見守りを行うなど、安全を確保する。
- ⑤ 加害児童生徒から事実関係の聴取、保護者との連携等、次のことに留意します。
 - ・必要に応じて、別室において指導することや、状況に応じて出席停止の措置を行うなど、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

- ⑥ いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、傍観者になることなく誰かに知らせる勇気を持つことの大切さを指導します。

また、冷やかしかからかいに同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、学級全体で話し合うなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を育むよう指導します。

- ⑦ これらの対応について、担任が一人で抱え込んだりせず、校長のリーダーシップのもと、組織的に対応するとともに、保護者の協力、スクールカウンセラーや関係機関・専門機関との連携のもとで取り組みます。

- ⑧ いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察することが必要です。

双方の当事者や周りの児童生徒全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻して新たな活動に踏み出していく、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく、このような指導を行っていきます。

Ⅲ. 重大事態への対処

1. 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目し、例えば、自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などが想定されます。

(2) の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。

なお、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたります。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しないこととします。

2. 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の報告

学校は、速やかに、いじめによる重大事態発生を教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は、その旨市長に報告します。

(2) 調査の在り方

- ① 調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止のために行います。調査に当たっては、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。
- ② 調査は、学校が主体となっていく場合と、教育委員会が主体となっていく場合があります。ただし、学校主体の調査では、これまでの経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、重大事態への対応及び事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断されたり、学校の教育活動に支障が生じたりするおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施します。
- ③ 学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び支援を行います。

(3) 調査を行うための組織

- ① 学校は、重大事態に係る調査を行うために、速やかに学校いじめ対策組織等を招集します。
- ② 教育委員会が調査を行う際には、「夕張市いじめ問題対策連絡協議会」又は「夕張市いじめ問題専門委員会」を招集し、これが調査にあたります。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ又はいつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係、教職員の対応などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

① 被害児童等からの聴き取りが可能な場合

- ・被害児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問

紙調査や聴き取り調査等を行います。この際、被害児童生徒及び情報提供者を守ることを最優先とした調査実施が必要です。

- ・被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を実施します。

② 被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、その後の調査について当該保護者と迅速に協議し着手します。
- ・調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行います。

(5) 調査結果の被害児童生徒及び保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、被害児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明するとともに、他の児童等のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

(6) 調査結果の市長への報告

調査結果について、教育委員会は市長へ速やかに報告します。また、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付します。

3. 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

再調査についても、教育委員会による調査同様、再調査を行う市長による再調査機関は、被害児童生徒及びその保護者に対して、適時、適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

また、再調査を行った場合、市長は、その結果を個人のプライバシーに配慮し、法令の規定に基づき市議会に報告します。

Ⅳ. その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

市は、夕張市いじめ防止基本方針の策定後においても、国・道の動向や社会情勢を勘案して、当該いじめ防止基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとします。

また、教育委員会は小中学校における学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、いじめの防止等のための取組に対して必要な指導・助言を行います。

【いじめ重大事態への対処】

